

御 浜 町  
子育て支援ガイド





# はじめに

この冊子では、さまざまな制度や子育て情報をまとめています。ぜひ、ご活用下さい。



## もくじ

① 妊娠が分かったら	<u>2~3</u>
② 子どもの成長と母子保健事業	<u>4~5</u>
③ 赤ちゃんが生まれたら	<u>6~14</u>
• どのような健診がいつあるの？	<u>8,9</u>
• どのような教室や相談の場所が？	<u>10~12</u>
• どのような予防接種があるの？	<u>14</u>
④ 子育て支援室「おひさま」	<u>15~17</u>
• 一時預かりの利用案内	<u>16~17</u>
• ファミリーサポートセンターの利用案内	<u>18</u>
⑤ 認定こども園・保育所（園）・学校	<u>19</u>
⑥ 放課後児童クラブ（小学生）	<u>20</u>
⑦ 就学援助(小・中)・奨学金(高)制度	<u>21</u>
⑧ 子ども医療費助成の制度	<u>22</u>
⑨ 一人親家庭等への支援制度	<u>23~24</u>
⑩ 障がいのあるお子さんへの支援制度	<u>25~26</u>
⑪ 相談窓口	<u>26~30</u>
⑫ 近隣の公園	<u>31</u>
⑬ 御浜町子育てマップ	<u>32</u>
⑭ 病気やケガ	<u>33</u>

# 妊娠が分かったら

約10か月、お腹の中で元気に育つ赤ちゃん。  
生まれてくるまでに、心と身体の準備を整えていきましょう。

## 妊娠していたら

### 母子健康手帳の交付

医療機関で交付される妊娠届出書に署名のうえ、役場 健康づくり係窓口へなるべく早くお越し下さい。わからないこと等ありましたら、お問い合わせ下さい。



<問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL：05979-3-0511

### 母子保健のしおり(妊婦健康診査受診票の発行)

『母子保健のしおり』は妊婦健診(計14回)を受診する際に使用するものです。受診する前に必要事項に記入し、切り取らずに持参して下さい。使用できる医療機関は三重県内の産婦人科、新宮市のいずみウィメンズクリニック、新宮市立医療センターです。

- ・妊婦一般健康診査医療券【1～14回】1冊
- ・乳児一般健康診査受診券【4か月用・10か月用】

「低体重児出生届はがき」については母子保健のしおりに添付されています。

- ※ 受診票は医療券です。『母子保健のしおり』は、乳児(10か月児)健診が終わるまで紛失しないようご注意ください。
- ※ 里帰りなどで三重県内・新宮市内の医療機関で妊婦健診を受診できない方は、健康福祉課 健康づくり係へ必ず事前にご連絡下さい。

<問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL：05979-3-0511

### 妊婦相談・訪問

電話・来所での相談や家庭訪問を随時受付・実施しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

<問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL：05979-3-0511

### 妊婦健診通院助成事業

妊婦健診通院に要する交通費の一部を助成します。(対象医療機関：大石産婦人科医院、いずみウィメンズクリニック、新宮市立医療センター、尾鷲総合病院)

<問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL：05979-3-0511

## 『マタニティマーク』を知っていますか？

妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするためのものです。通勤や健康診査等の通院などにお役立て下さい。母子健康手帳交付時にお渡しします。



### <問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL：05979-3-0511

## 『三重おもいやり駐車場利用証制度』について

母子健康手帳取得時から産後1年6か月を有効期限として、「おもいやり駐車場利用証」の交付を受けることができます。対象となる方が同乗している場合も利用可能です。利用できる駐車場には、路面表示や看板等により案内表示がしてあります。

(妊産婦に交付された利用証は、有効期間中に生後6か月未満の乳児を同乗させる場合に限り、母親以外の方も利用できます。)

- 届出に必要なもの(妊産婦の方の場合)・・・母子健康手帳



### <問い合わせ先>

健康福祉課 福祉係・・・TEL：05979-3-0515

## 風しんワクチン接種補助

先天性風しん症候群の予防のため、家族内感染を防ぐことを目的に、風しんワクチン予防接種費用の一部助成を行います。

対象：妊娠希望の女性については妊婦が風しんに感染しないとされる抗体価を有しない場合、妊婦の夫、および妊婦と同居する家族

### ◎申請に必要なもの

接種の証明となるもの(接種済証)、領収書、指定の振込先口座のわかるもの、印鑑  
妊婦の夫・同居家族については母子健康手帳の写し

※必ず接種年度内に申請して下さい

### <問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL：05979-3-0511

# 子どもの成長と母子保健事業

※子どもの成長・発達には個人差があります

妊  
娠  
中

## 母子手帳、母子保健のしおり(妊婦健診・乳児健診受診券)の交付

### 妊婦健康診査

三重県内、および新宮市内の産婦人科医院・病院において、計14回「母子保健のしおり」で受けられます。

### 妊婦訪問

保健師または看護師が家庭訪問し、妊娠中の日常生活・食生活・心配事などの相談に応じます。(希望者)

### 新生児聴覚スクリーニング検査

主に出産時の入院中に検査を受けることができます。

### 産婦健康診査

委託医療機関において産後2週間と1か月に2回受診できます。

### 1か月児健康診査

委託医療機関において受診できます

※詳細は 8ページへ

### 新生児訪問 (赤ちゃん訪問)

保健師(看護師)、保育士が家庭訪問し、母乳・ミルクの与え方、オムツのあて方、お風呂の入れ方、育児不安などの相談に応じます。

※詳細は 6ページへ

### ありんこ広場 (離乳食教室)

1歳未満の赤ちゃんと保護者の方を対象にした教室です。

※詳細は 10ページへ

誕  
生  
1  
歳

### 3~4か月

首がすわり、あやすとよく笑うようになります。



### 乳児健康診査 (4・10か月児)

4か月児・10か月児を対象に健康診査を実施します。対象者には事前に通知いたします。

※詳細は 8ページへ

### 子育て相談・ 7~8か月児相談

月1回 管理栄養士・保健師(看護師)による相談です。7~8か月児相談対象者には、事前に通知いたします。

※ 詳細は11ページへ

### 9~10か月

つかまり立ちができるようになり、積木を指先でつまむことができるようになります。



1  
歳  
5  
歳

**子どもの広場  
(幼児教室)**

1歳から保育所・幼稚園に入るまでのお子さんとその保護者を対象にした教室です。

※詳細は 10ページへ

**1歳6か月**

ひとり歩きができるようになり、ママ、ばーばーなど意味のある言葉をいくつか話すことができるようになります。



**1歳6か月児  
健康診査**

1歳6か月児～1歳8か月児を対象に年4回行っています。対象者には事前に通知いたします。

**2歳児歯科健診**

2歳～2歳6か月児を対象に年2回行っています。対象者には事前に通知いたします。

※詳細は 8ページへ

**セカンドブック**

2歳の誕生月に絵本の配布をいたします。

※詳細は 13ページへ

**3歳6か月**

簡単な言葉のやりとりができるようになり、自分の名前も言えるようになります。食事、排泄、衣類の着脱など基本的な生活習慣が身につけてきます。



**3歳児健康診査**

3歳6か月児～3歳8か月児を対象に年4回行っています。対象者には事前に通知いたします。

※詳細は 9ページへ

**5歳**

頭の中でイメージして絵を書いたり、はっきりとした発音で会話をするようになります。仲間の中の一人としての自覚が生まれ、ルールのある遊びが理解できるようになります。



**5歳児健康調査・  
もすく1年生広場**

小学校入学前のお子さんと保護者の方を対象に年1回行っています。内容：講話・おやつ作り・個別相談 等

★ 子どもの成長・発達の目安は、母子健康手帳をご覧ください。

**父親育児参加**

女性にとって妊娠・出産は大きな出来事です。子育ては母親だけではできません。父親や周りのサポートが必要です。妊娠・出産期は特に女性の体をいたわり、メンタル面もサポートしながら父親となる準備をしっかりとしていきます。

# 赤ちゃんが生まれたら

## 出生届

出生届は、出生の日を含めて14日以内に、父母の本籍地、届出人の所在地、出生地のいずれかの市区町村役場に届出をしましょう。

### ●届出に必要なもの

出生証明書（出生届の用紙）、印鑑（届書に押印したもの）、母子健康手帳

#### <問い合わせ先>

住民課 戸籍住民係・・・TEL：05979-3-0512

## 赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれたら、病院を退院した後等に新生児（ほぼ1ヶ月）とお母さんの健康状態を確認するため、保健師（看護師）、保育士が訪問します。事前にご都合をお伺いします。

#### <問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL：05979-3-0511

## 未熟児養育医療 ・ 育成医療

未熟児養育医療：未熟児で生まれ、入院による医療が必要とされた場合に医療費を給付します。

育成医療：国の定める一定の身体障がい除去・軽減する手術などの治療費を補助します。

※詳細は25ページへ



#### <問い合わせ先>

健康福祉課 福祉係・・・TEL：05979-3-0515



## 児童手当

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に、原則、出生や転入の翌月分からの児童手当を支給します。申請は出生日や転入した日の翌日から15日以内をお願いします。

※ 請求者が公務員の方の場合は勤務先で手続きをお願いします。

### ●支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給します。

### ●支給月額

- ・3歳未満 一律15,000円
- ・3歳以上小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）
- ・中学生 一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として一律5,000円

### ●届出に必要なもの

印鑑、請求者の健康保険証、請求者名義の指定の振込先口座のわかるもの、児童手当用所得課税証明書（転入時）

※この他、必要に応じて提出する書類がありますので、お問い合わせ下さい。

### <問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

## 医療費助成制度

18歳年度末までの医療費を助成します。

- ・子ども医療費助成制度
- ・一人親医療費助成制度

※詳細は22ページへ

※詳細は23～24ページへ

※各医療費助成には、それぞれ所得制限が設けられています。

### ●届出に必要なもの

印鑑、対象者の健康保険証、指定の振込先口座のわかるもの、所得課税証明書（転入時）

### <問い合わせ先>

健康福祉課 福祉係・・・TEL：05979-3-0515

# 乳幼児健康診査等

---

## 新生児聴覚スクリーニング検査（個別）

委託医療機関にて実施。検査料金のうち 3,000 円を上限に町で負担します。  
委託医療機関以外での受診は補助金制度があります。

## 産婦健康診査（個別） 産後 2 週間、産後 1 か月

問診・診察・体重測定・血圧測定・尿検査・産後の気分についての質問票  
委託医療機関にて実施。委託医療機関以外での受診は補助金制度があります。

## 1 か月児健康診査（個別） 生後 1 か月

問診・診察・計測  
委託医療機関にて実施。委託医療機関以外での受診は補助金制度があります。

## 4 か月児健康診査（集団）

身体計測、問診、離乳食指導、内科診察、ブックスタート  
場所：熊野市保健福祉センター または 御浜町福祉健康センター

## 10 か月児健康診査（集団）

身体計測、問診、食事指導、歯みがき指導、内科診察  
場所：熊野市保健福祉センター または 御浜町福祉健康センター

## 1 歳6 か月児健康診査（集団）

身体計測、問診、食事指導、内科診察、歯科診察、ブラッシング指導、育児相談  
場所：御浜町福祉健康センター

## 2歳児歯科健診（集団） ※申し込み制

身体計測、歯科診察、歯みがき指導、フッ化物塗付（希望者のみ）、育児相談  
場所：御浜町福祉健康センター

## 3歳児健康診査（集団）

身体計測、問診、食事指導、内科診察、歯科診察、尿検査、視聴覚検査、育児相談、  
無料フッ化物塗布券の配布  
場所：御浜町福祉健康センター

- ★日程や健康診査票は個別通知します。
- ★4か月児健康診査・10か月児健康診査は、受診票を使って個別で県内・新宮市内の一部の医療機関でも受けることができます。

### <問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL:05979-3-0511

# 広場・相談

## ありんこ広場（離乳食教室）

1歳までの赤ちゃんと保護者が対象で、毎月第1水曜日に開催しています。身体計測や離乳食指導、試食、個別相談などもあります。また、親子や保護者同士の交流の場となっています。

実施場所：御浜町福祉健康センター

開催日：毎月第1水曜日(日時・会場は都合により変更することがあるので事前にご確認下さい)

時間：9:30～11:30

※ 初回の方は事前申し込みが必要です

### <問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL:05979-3-0511

## 子どもの広場（幼児教室）

1歳以上の就園前の子ども達が対象で、毎月第1金曜日に開催しています。子どもと保護者同士の交流の場となっていて、季節の遊び、手作りおやつ、個別相談、自主活動も行っています。

実施場所：御浜町福祉健康センター

開催日：毎月第1金曜日(日時・会場は都合により変更することがあるので事前にご確認下さい)

時間：9:30～11:30

※ おやつのある日は事前申し込みが必要です

### <問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL:05979-3-0511

## ちびっこランド

ちびっこランドでは、子育てをしている方と子どもたちを対象に、手遊びや紙芝居などを行っています。子育ての悩みや色々なこととお話ししながら、楽しい時間を過ごしましょう。

### ●ちびっこランドしはら

開催場所：志原公民館 日時：第2火曜日 10:00～11:30

### ●だるまランドいちぎ

開催場所：下市木公民館 日時：第4火曜日 10:00～11:30

### <問い合わせ先>

御浜町社会福祉協議会・・・TEL:05979-2-3813

## 親子教室

言葉や発達がゆっくり、育てにくさを感じる、といったお子さんを対象にした子育ての教室です。参加希望の方は保健師にご相談下さい。

### <問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL:05979-3-0508

## 子育て相談

保健師・管理栄養士等が、身体計測や子育てに関する育児相談、栄養相談を行っています。日程は広報みはまの『くらしのカレンダー』でもご覧いただけます。

※ なお、上記子育て相談以外にも電話や来所での相談、家庭訪問を随時受付・実施しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

場所：御浜町福祉健康センター

### <問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL:05979-3-0511

## 子どもの発達相談 (予約制)

### おれんじ子ども相談

三重県立子ども心身発達医療センターに所属する作業療法士・理学療法士・言語療法士が遊びを通じて、手先の使い方、体の動かし方、発音やどもりといった言葉の相談などに応じます。 ※ 日時、場所はお問い合わせください。

### <問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL:05979-3-0508

健康づくり係・・・TEL:05979-3-0511

### きなん子どもネット巡回相談

特別支援教育コーディネーターの教員と三重県自閉症・発達障害支援センターれんげの相談員が、子どもの発達や関わり方、読み書きといった学習支援への相談などに応じます。 ※ 日時、場所はお問い合わせください。

### <問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL:05979-3-0508

### **ちょっと気になる子どもの相談**

紀州児童相談所の児童心理士が、相談や検査を通じ、子どもの成長・発達に関するアドバイスをいたします。

場所：御浜町役場

日時：毎月 第2金曜日

#### **<問い合わせ先>**

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL:05979-3-0508

### **子ども家庭室発達相談**

臨床心理士が、子どもの発達や育ち、関わり方についての相談や、ペアレントトレーニングに応じます。

場所：御浜町役場

日時：毎週 水曜日

#### **<問い合わせ先>**

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL:05979-3-0508

## その他

---

### 保育所（園）の園庭開放

5月～3月の毎週水曜日の9:00～11:30まで、各保育所(園)の園庭で遊ぶことができます。同時に子育て相談も行っていますので、お気軽にご相談下さい。

#### <問い合わせ先>

認定こども園 志原保育所・・・TEL：05979-2-0058

阿田和保育園・・・・・・・TEL：05979-2-2071

市木保育所・・・・・・・TEL：05979-2-2348

### 転入児訪問

御浜町へ転入された0～18歳児のいるご家庭に対し、訪問にて御浜町の保健・福祉サービスを案内させていただきます。

#### <問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

### 絵本の配布

絵本を通じた親子の豊かなつながりと子どもの健やかな成長を願い、絵本の配布を行います。

ブックスタート： 4ヶ月健診受診時に配布します。

#### <問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL：05979-3-0511

セカンドブック： 2歳児を対象に配布します。対象の方には、事前に絵本の一覧と案内を郵送します。

#### <問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

# 予防接種

## 定期予防接種

予防接種法に基づき、御浜町が実施している予防接種については、接種対象年齢内、適正な接種回数、間隔であれば、全額公費（個人負担なし）で接種できます。接種年齢になったら、計画的に接種しましょう。案内通知を郵送させていただきますので、くわしくはそちらをご覧ください。

種類：BCG・ヒブ・小児肺炎球菌・四種混合・B型肝炎・日本脳炎・MR(麻しん/風しん水痘・二種混合・子宮頸がん)

## 任意予防接種助成

下記の予防接種について、窓口にて申請して頂ければ費用の一部を補助します。

おたふくかぜ・・・対象：1歳～4歳未満  
(ムンプス)

ロタウイルス・・・対象：ロタリックス 生後6週～24週未満  
ロタテック 生後6週～31週6日未満

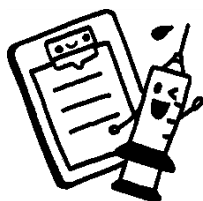
◎申請に必要なもの

接種の証明となるもの（母子手帳、又は接種済証等）、領収書、指定の振込先口座のわかるもの、印鑑

※ 必ず接種年度内に申請して下さい

<問い合わせ先>

健康福祉課 健康づくり係・・・TEL:05979-3-0511





# 子育て支援室「おひさま」

住所：御浜町大字志原 1877-20 認定子ども園志原保育所東側 TEL：05979-2-0336

子育てについての相談、指導、親子が遊ぶ場、楽しく子育てをする仲間づくりの場、育児情報の提供など、様々な事業を実施し育児支援を行っています。

## 育児相談

子育てについて心配なことや困っていることがあれば、1人で悩まずにいつでも気軽に相談しましょう。又必要に応じて保健師や専門機関へつなげていきます。

時間：8：30～12：00 13：30～17：00

## 遊びのひろば

未就園のお子さんとその保護者を対象に、親子で自由に遊びながら交流したり友達をつくったり、情報交換ができる施設です。

- ◎ 毎月第1木曜日は身長体重の計測を行っています。
- ◎ 季節のうたや手遊び、ふれあい遊びや体操などを行っています。
- ◎ 季節の行事や親子工作をしたり、毎月お誕生日会も開催しています。

開催日：月曜日～金曜日（祝日、年末年始、臨時休所日を除く）

時間：9：00～12：00 13：30～15：30

## 絵本の貸し出し

子どもの大好きな絵本を通して、楽しくゆったりと心触れ合う時間が持てるように絵本を貸し出しています。

貸出日：月曜日～金曜日 貸出期間：2週間（1回2冊まで）

## 育児講座

講師を招いて、子育てに役立つお話や学びの機会を提供したり、親子でできる体操や運動遊び、絵本や紙芝居等を行います。参加費は無料です。

## 子育て情報

子育て支援室「おひさま」の活動予定や講座案内、園庭解放、広場、健診等の予定等を『おひさまカレンダー』にてお知らせしています。

- ◎ カレンダーは子育て支援室、健康福祉課に置いています。

## 一時預かりの利用案内

ご家庭において保育が一時的に困難になった時にお子さんをお預かりしますのでご利用下さい。

☆非定期的保育・・・保護者の就労等で忙しいときだけ預けたい時。

☆緊急的保育・・・保護者の疾病や入院、家族の介護等で緊急に預けたい時。

☆私的理由保育・・・買い物や美容院、リフレッシュ等で預けたい時。

※お預かりできる期間は1人1月につき10日以内です。

- 利 用 日 時 月曜日～金曜日 8:30～16:30  
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除きます。
- 対 象 児 御浜町内に住所を有する生後6か月以上概ね3歳までの健康で集団保育が可能な乳幼児。病児病後児は利用できません。
- 定 員 1日3名まで先着順で受け付けます。  
(行事やスタッフ等の事情でお預かりできない時があります)
- 利 用 料 1人1時間当たり500円です。利用時間を超過すると500円/hずつ加算されます。飲物、食事、おやつは出ません。
- 実 施 施 設 子育て支援室「おひさま」(認定こども園 志原保育所東側)
- 予約の受付時間 月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30
- 申し込み方法 **※登録、予約制です**

①あらかじめ登録が必要です。窓口は志原保育所併設の子育て支援室です。

登録時は**印鑑とお子さんの健康保険証の写し**を用意して下さい。

②ご利用の予約は利用希望日の前日の16:30までにして下さい。

なお、利用申請書は前日までに提出して下さい。

③御浜町に**気象警報(波浪高潮除く)**が発令された時はお休みです。

※一時預かりについてのご相談、申し込みは子育て支援室で行っています。

### 【一時預かり連絡表について】

お子さんの当日の体温や近日の様子、睡眠、食欲など生活リズムを周知しておきたいと思しますので、連絡表に事前にご記入いただき保育士に手渡しして下さい。

次ページへ続く→

〈ご利用の時は次の物を用意して下さい〉

	0・1・2歳児（乳児）	おむつの外れた子
着がえ一式	下着・Tシャツ・ズボン よだれかけ等2～3組	パンツ2～3枚・下着 Tシャツ・ズボン・靴下等
おむつ	3～5枚	必要に応じて
おしり拭き	普段使っている物	必要なし
汚れ物入袋	2～3枚	2～3枚
お昼寝用毛布タオル等	1枚	1枚
手拭タオル	2～3枚	1～2枚
昼食・おやつ	ミルク（1回分ずつ）・哺乳瓶 お茶・エプロン・おしぼり 離乳食・おやつ・スプーン等	お弁当・お茶・コップ おやつ・エプロン・おしぼり 箸フォーク等

☆ 持ち物には全て記名して布袋等に入れて持ってきて下さい。

☆ 持ち物は季節や利用される時間等により調節して下さい。

#### 【お願いしたい事】

○ご予約された時間はお守り下さい。またお迎えの時間は少し余裕を持って、時間厳守でお願いします。時間超過すると延長料金（500円/h）が発生します。やむを得ずお預けが遅れたり、お迎えが遅くなる時は時間内にご連絡下さい。また予約のキャンセルや利用時間を変更する場合はできるだけ早くご連絡下さい。

○病児のお預かりや投薬はできません。感染症の場合は保育所の規定に基づいてお預かりを限定させていただきます。また当日のお子さんの体調によって、お預かりをお断りさせていただく場合がありますのでご了承下さい。

○送迎は原則として保護者の方をお願いします。保護者以外の送迎の場合は、保護者の方から連絡をお願いします。

★ 利用料金は利用当日にお支払い下さい。

#### 〈問い合わせ先〉

子育て支援室「おひさま」（認定こども園 志原保育所東側）  
住所：御浜町大字志原1877-20  
TEL：05979-2-0336

## ファミリーサポートセンターの利用案内

子育て支援室内に「ファミリーサポートセンター」が開設されました。ファミリーサポートセンターは、子育てを助けてほしい人（依頼会員）の要望により、子育てのお手伝いができる人（サポート会員）を紹介し、地域で子育てをサポートしていく会員組織です。

お気軽に、御浜町ファミリーサポートセンターをご利用ください。

### ☆サポートできる内容

- ・保育所、小学校、学童保育、習い事への送迎、その前後に子どもを預かること
- ・保育所等が休みの場合の預かり、兄弟姉妹の学校行事への参加時の預かり
- ・保護者のリフレッシュ、社会参加時の預かり
- ・買い物等外出の場合の預かり など

- 利 用 時 間 原則6：00～22：00  
※土日祝日も利用することができますが、サポート会員の都合により、利用できない場合もあります。
- 対 象 御浜町内に住所を有するおおむね生後6か月から小学校6年生以下のお子さんがいる方又は、出産により御浜町に住所を有する世帯に一時的に居住している、おおむね生後6か月から小学校6年生以下のお子さんがいる方。
- 利 用 料 1時間当たり500円です。  
(6：00～9：00、17：00～22：00は1時間あたり600円)
- 予約の受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く） 8：30～17：15
- 申 込 方 法 あらかじめ会員登録が必要です。窓口のファミリーサポートセンター（子育て支援室内）へ入会申込書を提出して下さい。

### <問い合わせ先>

御浜町ファミリーサポートセンター（子育て支援室内）  
TEL：05979-2-0336

# 認定こども園・保育所(園)・学校

御浜町内の施設をご紹介します。

## 認定こども園・保育所

施設名	住 所	問い合わせ先
認定こども園 志原保育所	御浜町大字志原 1877-62	05979-2-0058
阿田和保育園	御浜町大字阿田和 4722	05979-2-2071
市木保育所	御浜町大字下市木 2950-3	05979-2-2348

認定こども園 (6か月～5歳) …教育と保育を一体的に行う施設

保 育 所 (園) (1歳～5歳) …就労や疾病等により家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設

※市木保育所では、1・2歳児の利用を休止しています。

認定こども園・保育所(園)については、「保育所のしおり」、「子ども・子育て支援利用案内」にてお知らせしています。各保育所(園)と健康福祉課に置いています。

町のホームページでもご覧いただけます。

〈御浜町役場のトップページ→くらしの情報の「子育て・保育」のアイコンをクリックして下さい〉

〈問い合わせ先〉

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

## 小学校

施設名	住 所	問い合わせ先
御浜小学校	御浜町大字下市木 1956	05979-2-1019
阿田和小学校	御浜町大字阿田和 1791-1	05979-2-2036
神志山小学校	御浜町大字志原 16	05979-2-0004
尾呂志学園小学校	御浜町大字上野 535-5	05979-4-1015

## 中学校

施設名	住 所	問い合わせ先
御浜中学校	御浜町大字志原 1737	05979-2-0012
阿田和中学校	御浜町大字阿田和 3996-1	05979-3-0011
尾呂志学園中学校	御浜町大字上野 535-5	05979-4-1012

# 放課後児童クラブ（小学生）

放課後児童クラブでは、仕事などにより保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に安全で充実した生活を送ることができるよう適切な遊びや生活の場を提供しています。

施設名	対象小学校区
みはま児童クラブ	●御浜小学校 ●神志山小学校 ●尾呂志学園小学校 ※ 神志山小・尾呂志小へは、車両にてお迎えを行います。
あたわ共生施設つどい	●阿田和小学校 ※ 阿田和小へは、車両にてお迎えを行います。

※ 帰宅時は保護者の方の“お迎え”が基本です。あらかじめご理解願います。

利用時間、基本料金については、各放課後児童クラブとも下記のとおりです。

## ● 利用時間

- ・月～金…授業終了～18：45
- ・土 …7：45（土曜授業の場合は授業終了から）～16：30
- ・春、夏、冬休み等長期休暇期間中…7：45～18：45
- ・休所日…日曜、祝日、年末年始、その他指定日

## ● 基本料金

- ・月額…¥15,000（利用料）＋ 実費徴収料
- ・夏休み等の長期休暇期間は別料金となります。
- ・上記の他にも保険料が必要です。
- ・日割料金もあります。
- ・各種減免措置があります。

※「みはま児童クラブ」は御浜町が設置し、「NPO 法人子どもステーションくまの」にその管理権限を委任した施設です。

※「あたわ共生施設つどい」はNPO 法人つどいか設置、運営し、御浜町が補助を行う施設です。

## <問い合わせ先>

### ●みはま児童クラブ

御浜町大字下市木2330番地1（御浜小学校前）

TEL：05979-2-1244

### ●あたわ共生施設つどい

御浜町大字阿田和3808-11（阿田和町営住宅より約200m南側）

TEL：05979-3-1080

## 就学援助制度（小・中学校）

---

経済的理由によって、就学困難と認められる児童や生徒の保護者に対して、学用品や給食費、修学旅行などの修学費用を援助しています。

<問い合わせ先>

教育委員会・・・TEL：05979-3-0526

## 奨学金制度（高校生）

---

奨学金志願者は、毎年4月1日から4月末日までに、教育委員会へ必要書類を提出して下さい。

※なお、支給期間は1年間ですので、継続希望者は手続きが必要です。

### 御浜町奨学金

本人または生計を一にする家族が、御浜町に生活の本拠があるもの

（年間10名以内に支給 年額60,000円以内）

### 大久保奨学金

本人または生計を一にする家族が市木地区出身者で市木地区に生活の本拠があるもの

（年間1名に支給 年額60,000円以内）



<問い合わせ先>

教育委員会・・・TEL：05979-3-0526

# 子ども医療費助成の制度

お子さんの医療費の自己負担額を助成する制度があります。

## 三重県内の医療機関を受診した場合

名称	内容	助成対象者	申請に必要なもの
子ども医療費助成制度	<p>医療機関、調剤薬局の医療費の自己負担額を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額医療費など医療保険から支給されるものを除いた額</li> <li>保険診療外の費用は対象外</li> <li>附加給付を除いた額</li> <li>入院の食事療養費等は対象外</li> </ul>	<p>0歳～18歳年度末までの児童</p> <p>※児童手当の所得制限を超えている方、生活保護を受けている方は受給できません。</p>	<p><b>医療機関の窓口で</b> 健康保険被保険者証と一緒に「<b>受給資格者証</b>」を提示して下さい。</p> <p>※受診から 2～3 か月後に助成額が指定口座に振り込まれます。</p>

## 三重県外の医療機関を受診した場合（新宮市など）

名称	内容	助成対象者	申請に必要なもの
子ども医療費助成制度	<p>医療機関、調剤薬局の医療費の自己負担額を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額医療費など医療保険から支給されるものを除いた額</li> <li>保険診療外の費用は対象外</li> <li>附加給付を除いた額</li> <li>入院の食事療養費等は対象外</li> </ul>	<p>0歳～18歳年度末までの児童</p> <p>※児童手当の所得制限を超えている方、生活保護を受けている方は受給できません。</p>	<p><b>医療機関の窓口で</b> 「受給資格者証」の提示は不要です。</p> <p><b>役場 健康福祉課の窓口で</b> 医療機関等の「<b>領収書</b>」を持参して申請して下さい。</p> <p>※領収書等の提出から 2～3 ヶ月後に助成額が指定口座に振り込まれます。 (請求期限は診療月から2年以内です。)</p>

<問い合わせ先>

健康福祉課 福祉係・・・TEL:05979-3-0515



# 一人親家庭等への支援制度

一人親家庭等に対する経済的負担を減らせるようにとさまざまな制度があります。

名称	内容	助成対象者	申請に必要なもの
一人親家庭等医療費助成制度	一人親家庭等の方の医療機関、調剤薬局の医療費の自己負担額を助成します。  <ul style="list-style-type: none"> <li>高額医療費など医療保険から支給されるものを除いた額</li> <li>保険診療外の費用は対象外</li> <li>附加給付を除いた額</li> <li>入院の食事療養費等は対象外</li> </ul>	18歳年度末までの児童を扶養している一人親家庭の父または母等、およびその児童  次に該当する場合は、一人親家庭の医療費助成を受けられません。 ① 生活保護を受けている。 ② 児童扶養手当の所得制限を超えている世帯	22ページの子ども医療費助成制度を参照して下さい。  (三重県内、県外ともに申請に必要なものは同じです)

## <問い合わせ先>

健康福祉課 福祉係・・・TEL:05979-3-0515

称名	内容	助成対象者	申請に必要なもの
児童扶養手当	【支給月額】 <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童1人の場合 10,030円～42,500円</li> <li>●児童が2人以上の場合 2人目は 5,020円～10,040円加算 3人目以降は1人につき 3,010円～6,020円加算</li> </ul> 【支給時期】 毎年4月・8月・12月 (各月とも11日)	次のいずれかに該当する、18歳年度末を迎えるまでの児童を監護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父、または父母に代わって養育している方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・父または母が離婚</li> <li>・父または母が死亡</li> <li>・父または母が障害の状態にある…など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●印鑑</li> <li>●戸籍謄本(抄本) 受給者および当該児童の記載のあるもの(離別、死別の場合はその記載のあるもの)</li> <li>●支払金融機関の通帳の写し</li> </ul> ※この他にも必要なものがあります。
高等職業訓練促進給付金	(准)看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、放射線技師、栄養士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師の資格取得のため、1年以上専門学校等で修業する場合に支給します。  支給額 【市町民税非課税世帯】 月額100,000円 【市町民税課税世帯】 月額70,500円  支給期間 修業期間の全期間(上限3年)	母子家庭の母または父子家庭の父で、次に掲げる要件のすべてを満たしている方 <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準の方</li> <li>●修業年限1年以上の養成機関に修業し、対象資格の取得が見込まれる方</li> <li>●就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方</li> <li>●過去に高等技能訓練促進費を受給していない方</li> </ul>	※申請をする前に母子・父子自立支援員による事前相談を受けていただく必要があります。

次ページへ続く→

名称	内容	助成対象者	申請に必要なもの
自立支援教育訓練給付金	<p>母子家庭の母、父子家庭の父の就業をより効果的にするために主体的な能力開発の取組を支援し、経済的自立の促進を図ることを目的として受講料の一定額を助成します。</p> <p>【対象講座】</p> <p>①雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座</p> <p>②就業に結びつく可能性の高い講座で、厚生労働大臣が別に定める講座</p> <p>③その他、知事が地域の実情に応じて対象とする講座</p>	<p>母子家庭の母または父子家庭の父で、次に掲げる要件のすべてを満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の所得水準の方</li> <li>●雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方</li> <li>●適職に就くために当該教育訓練を受けることが必要と認められる方</li> <li>●過去に自立支援教育訓練費を受給していない方</li> </ul>	<p>※申請をする前に母子・父子自立支援員による事前相談を受けていただく必要があります。</p>
母子父子寡婦福祉資金貸付金	<p>必要な資金の貸付を行います。</p> <p>【種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業開始資金</li> <li>●事業継続資金</li> <li>●修学資金</li> <li>●生活資金</li> <li>●住宅資金</li> <li>●転宅資金</li> <li>●医療介護資金</li> <li>●就学支度資金</li> <li>●結婚資金</li> <li>●就職支度資金 (通勤のため自動車が必要と認められる場合等も含む)</li> <li>●修業資金 (高校3年在学時就職希望の児童が自動車運転免許取得の場合)</li> <li>●技能習得資金 (入学金、学費等特に必要と認められる場合や、自動車運転免許取得の場合) (12種類)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子家庭の母と児童</li> <li>●父子家庭の父と児童</li> <li>●寡婦</li> </ul>	<p>※貸付金の種類により必要な書類が異なりますので、事前に相談が必要となります。</p>
日常生活支援事業 ひとり親家庭等	<p>病気や仕事の都合または就労準備のために、一時的に生活援助が必要になった時に、支援員を派遣し、家の掃除や日用品の買い物、食事のお世話などを支援します。(1時間0～300円の自己負担有)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子家庭の母</li> <li>●父子家庭の父</li> <li>●寡婦</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●印鑑</li> </ul> <p>※支援員の派遣申込みにあたっては、事前に登録が必要です。</p>

<問い合わせ先>

健康福祉課 子ども家庭室・・・TEL：05979-3-0508

# 障がいのあるお子さんへの支援制度

障がいのある子どもや病気のある子どもとの暮らしを支援する制度です。

名称	内容	問い合わせ先
等 の 交 付 障 害 者 手 帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 身体に障がいがある方に<b>身体障害者手帳</b>が交付されます。</li> <li>• 知的発達遅れなどによる障がいがある方には<b>療育手帳</b>が交付されます。</li> <li>• 精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会への制約がある方に<b>精神障害者保健福祉手帳</b>が交付されます。</li> </ul>	健康福祉課 福祉係 05979-3-0515
サ ー ビ ス 障 害 福 祉	上記障害者手帳等を所持されている方は、申請・障害区分認定をしていただきますと、施設への入所または通所、日中一時支援、ショートステイなどを利用できます。	
給 付 自 立 支 援 医 療 費 の	指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の負担が1割となります。 <b>育成医療</b> ：外科的な治療などにより症状が軽くなると認められる障がいのある方に対する制度 <b>精神通院医療</b> ：精神疾患の治療のために通院している方で、その医療に要する費用を公費負担する制度	
制 度 医 療 費 助 成	身体障害者手帳1級から3級までの方、IQ50以下で知的障がいがある方が対象で、医療費自己負担分が助成されます。 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、通院にかかる医療費自己負担分が助成されます。	
の 割 引 有 料 道 路	障がいの程度により、有料道路の通行料金が割引されます。 身体障害者・療育手帳保持者（対象者に制限有り）の方は、事前に登録申請が必要になります。	
福 祉 手 当 障 害 児	重度の障がいがある20歳未満の児童に対して、手当が支給されます。	
付 及 び 修 理 補 装 具 の 交	身体障害者手帳をお持ちの方で、身体上の障がい等を補うための用具（補装具）の購入及び修理にかかる費用を支給します。費用は所得状況に応じて負担することになります。	
具 の 給 付 日 常 生 活 用	重度の障がいを持つ方に対して、日常生活を支援する用具が給付されます。費用は所得状況に応じて負担することになります。	
扶 養 手 当 特 別 児 童	重度の障がいをもつ20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。（所得制限有）	

次ページへ続く→

名称	内容	問い合わせ先
送受信料 NHK放	障がい者のいる世帯が非課税、視覚障害や重度の障がい者が世帯主などの場合、受信料が減免されることがあります。	健康福祉課 福祉係 05979-3-0515
避難行動要 支援者名簿	災害時要援護者支援に活用するため、希望者に災害時要援護者名簿への記載を行います。身体障害者手帳1・2級(心臓・じん臓機能障害のみで該当する以外の方)、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方。	健康福祉課 福祉係 05979-3-0515
三重県おもい やりの駐車場利 用証制度	歩行困難な障がい者等に「おもいやり駐車場」を利用できる利用証を交付する制度です。(対象者に制限有)	健康福祉課 福祉係 05979-3-0515 熊野保健福祉事務所 0597-85-2158
所得税・住民 税の障がい 者控除	本人、または扶養者の課税所得から控除が受けられます。	尾鷲税務署 0597-22-2222 税務課 課税係 05979-3-0510
JR等の交 通機関運賃 の割引	障害者手帳を保持している方に対して、手帳の種類に応じて運賃の割引があります。	各交通機関

## 相談窓口

子育てについて悩んだり、分からないことがあればご相談下さい。

## 御浜町の相談機関

分野	相談内容 (方法)	対応者	相談窓口	電話番号	受付時間など
子育て相談	子育て相談 (面談・電話・ 訪問)	保健師 (又は看護師 管理栄養士)	御浜町役場 健康づくり係	05979-3-0511	8:30~ 12:00 13:00~17:15 (月~金曜日)
	言葉や発達 育ちについて の相談	保健師	御浜町役場 子ども家庭室	05979-3-0508	8:30~ 12:00 13:00~17:15 (月~金曜日)
	子育て相談 (面談・電話)	保育士	子育て支援室 (認定こども園志原保育 所併設)	059792-0336	8:30~ 12:00 13:30~17:00 (月~金曜日)
	園庭解放日の 子育て相談 (面談)	保育士	認定こども園志原 保育所 阿田和保育園 市木保育所	05979-2-0058 05979-2-2071 05979-2-2348	5月~3月までの 毎週水曜日に解放 9:00~11:30 (月~金曜日)

# 御浜町以外の相談機関

※受付日：特に記載がない場合は  
土日祝日・年末年始を除きます

分野	相談内容	相談窓口	電話番号 (FAX)	受付時間
子育て相談	子どもの育児や子育ての悩みなどの相談	児童相談センター 紀州児童相談所	059-231-5666 (059-231-5903) 0597-23-3435 (0597-23-3437)	8:30~17:15
	子どもの悩みと発達についての電話相談	児童発達支援センター 通園めだか 小児心療センター あすなろ学園	0735-28-0020 059-235-5556	8:30~17:00 9:00~12:00 13:00~16:30
	療育に関する相談支援	紀南圏域障害者総合相談支援センターあしすと	0597-85-4500	8:30~17:00
	自閉症や発達障がいの方や家族、保育所、学校、施設等で関わる関係者への相談	三重県自閉症・発達支援センターあさけ(菰野町) 三重県自閉症・発達支援センターれんげ(大紀町)	059-394-3412 (059-394-5124) 0598-86-3911 (0598-86-3322)	8:30~17:15 8:30~17:30
	不登校及び学校生活への適応相談	熊野教育支援センター (きのくに教室)	0597-89-5945	9:00~17:00
こころの相談	家族による電話相談	三重県精神保健福祉会	059-271-5808	10:00~16:00 (火・木曜日)
	三重いのちの電話 (自殺予防電話相談)	三重いのちの電話協会	059-221-2525 0570-783-556 (ナビダイヤル) 0120-738-556 (フリーダイヤル)	18:00~23:00 10:00~22:00 8:00~翌日8:00 (毎月10日)
	ひきこもり・依存症 専門電話相談	三重県こころの健康センター	059-253-7826	13:00~16:00 (水曜日)
	自殺予防・自死遺族 電話相談	三重県こころの健康センター	059-253-7823	13:00~16:00 (月曜日) ※祝日の場合は 火曜日
	こころの傾聴 テレフォン	三重県こころの健康センター	059-223-5237	10:00~16:00

次ページへ続く→

※受付日：特に記載がない場合は  
土日祝日・年末年始を除きます

分野	相談内容	相談窓口	電話番号 (FAX)	受付時間
妊娠・不妊相談	予期せぬ妊娠 「妊娠レスキューダイヤル」	NPO法人MC サポートセンター みっくみえ	090-1478-2409	15:00～18:00 (月・水曜日) 9:00～12:00 (土曜日)
	不妊・不育症に関するさまざまな問題についての電話相談	不妊専門相談センター	059-211-0041	10:00～16:00 (火曜日)
暴力(DV)に関する相談	配偶者等からの暴力(DV)に関する相談	三重県女性相談所 (三重県配偶者暴力 相談支援センター)	059-231-5600 (059-231-5906)	9:00～17:00 (月・水・金曜日) 9:00～20:00 (火・木曜日)
		三重県男女共同参画 センター(女性専用) 「フレンテみえ」	059-233-1133	9:00～12:00 (火～日曜日) 13:00～15:30 (火・金～日曜日) 17:00～19:00 (木曜日)
		紀南福祉事務所	0597-85-2150 (0597-85-3914)	9:15～16:00 (火・木曜日)
		警察署	110番	24時間対応
女性(婦人)相談・男性相談	女性(婦人)の方の相談	三重県女性相談所	059-231-5600 (059-231-5906)	9:00～17:00 (月・水・金曜日) 9:00～20:00 (火・木曜日)
		紀南福祉事務所	0597-85-2150 (0597-85-3914)	9:15～16:00 (火・木曜日)
	人間関係・夫婦・家族・ 職場・性などの問題に についての相談 (男性相談員)	三重県男女共同参画 センター(男性専用) 「フレンテみえ」	059-233-1134	17:00～19:00 (第1木曜日)

※受付日：特に記載がない場合は  
土日祝日・年末年始を除きます

分野	相談内容	相談窓口	電話番号 (FAX)	受付時間
子どものための電話相談	子どもが自ら悩みなどを相談できる電話相談	「こどもほっとダイヤル」 (子どもだけが相談できる子ども専用相談電話)	0800-200-2555	13:00~21:00 (毎日)
	子どもの人権についての相談	子どもの人権110番	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)	8:30~17:15
	子どもの心を受け止める18歳までの子ども専用電話相談	チャイルドラインMIE	0120-99-7777	16:00~21:00 (月~土曜日)
一人親家庭及び寡婦の方の相談	生活全般にわたる相談	紀南福祉事務所 (母子・父子自立支援員)	0597-85-2150 (0597-85-3914)	9:15~16:00 (月・水・金曜日)
	弁護士による法律相談 養育費、金銭貸借問題、離婚に伴う問題、財産分与、面会交流等 ※1回30分で、相談費用は無料です(1回のみ)	三重県母子・父子福祉センター(専門相談)	059-228-6298 (059-228-6301)	要電話予約 (一般相談も受け付けています) 9:00~17:00
	転職や就労の相談	三重県母子・父子福祉センター(専門相談)	059-228-6298 (059-228-6301)	9:00~17:00 10:00~16:00 (第1・3日曜日)



次ページへ続く→

※受付日：特に記載がない場合は  
土日祝日・年末年始を除きます

分野	相談内容	相談窓口	電話番号 (FAX)	受付時間
その他	非行・不登校・虐待・ 心身の発達等の子ども のあらゆる問題につい ての相談	児童相談所（全国共通） 紀州児童相談所	189 番 0597-23-3435	24 時間対応 8:30～17:15
	いじめ電話相談	三重県総合教育センター	059-226-3779	24 時間対応
	非行・不登校・教育等の 電話相談	三重県総合教育センター	059-226-3729	9:00～21:00 （月・水・金曜日） 9:00～17:00 （火・木曜日）
	体罰に関する電話相談	三重県総合教育センター	059-228-0032	9:00～21:00 （月・水・金曜日） 9:00～17:00 （火・木曜日）
	人権教育相談窓口	三重県人権センター	059-233-5522 （059-233-5523）	9:00～12:00 13:00～17:00
	相談先の分からない時、 法的トラブルをかかえ た方々の電話相談	法テラス	0570-078374	9:00～21:00 9:00～17:00 （土曜日）
	エイズに関する検査及 び相談	熊野保健所	0597-89-6115	8:00～12:00 13:00～17:00
	防災に関する相談	三重県・三重大学 みえ防災・減災センター	059-231-5486	9:00～12:00 13:00～17:00



# 近隣の公園

★ 各公園の場所は、次のページの『御浜町子育てマップ』を参考にして下さい。

公園名	所在地	備考
① 寺谷総合公園	阿田和馬明	テニスコート4面、梓広場、ちびっこ広場 修景池、展望台、多目的グラウンド
② 高芝公園	下市木高芝 4730	スプリングプレイ、水呑器 滑り台、ベンチ
③ 寺前第一公園	阿田和 6413	ブランコ
④ 萩内公園	下市木鴨ノ巣谷	
⑤ 志原平見公園	志原平見	砂場、シーソー、ブランコ、滑り台 ベンチ
⑥ 志原湊脇公園	志原湊脇	砂場、ブランコ、滑り台、ベンチ、鉄棒
⑦ 志原湊脇第二公園	志原湊脇	シーソー、ベンチ
⑧ 湊脇赤崎平公園	志原湊脇	ブランコ、滑り台、ベンチ
⑨ 櫛山公園	下市木 4236	ベンチ
⑩ 山地桜ヶ丘公園	阿田和 3407-17	ベンチ



# 御浜町子育てマップ

役場関係や保育所(園)、学校など、子育てしている方を応援する施設をまとめました。



# 病気やケガ

子どもの具合が悪くなったときに慌てることのないよう、  
普段からかかりつけ医を見つけておきましょう。

## 具合が悪いとき

### 休日応急診療所

紀南医師会では、応急診療所において休日診療を行っております。

【場 所】 熊野市社会福祉センター（ふれあいセンター）1階

【住 所】 熊野市井戸町750番地の1

【電 話】 0597-88-1001 【FAX】 0597-89-2501

【診 療 日】 日曜・祝祭日・お盆（8/14～8/16）・年末年始（12/30～1/3）

【診療時間】 9:00～12:00 / 13:00～17:00

【診 療 科】 内 科

※院内調剤となりますが、処方は原則として1日分となりますのでご了承下さい。

### みえ子ども医療ダイヤル

急な子どもの病気等、医療機関の専門相談員が電話相談に応じます。

【診療時間】 毎日 19:30～翌朝 8:00

【電 話】 #8000

059-232-9955（ダイヤル式、IP電話など上記番号が使えない場合）

### 救急医療情報センター

夜間・休日に救急車を呼ぶほどではないが、どうしても治療を受けたいときに、対応可能な医療機関の情報を閲覧できます。

●コールセンター（三重県救急医療情報センター）

059-229-1199

●携帯電話版

<http://www.cq.pref.mie.lg.jp>

**※ 急を要する場合は119番へお電話を**

# MEMO

A large, empty rounded rectangular box with a blue border, intended for writing a memo. The box is centered on the page and occupies most of the vertical space below the 'MEMO' header.

本冊子は 平成30年6月末日 時点の内容となります。

内容に変更が生じた場合は、随時、御浜町ホームページなどで周知させていただきます。



(御浜町子育て支援ガイド 2018 第2版)

御浜町役場 健康福祉課 子ども家庭室 ☎ 05979-3-0508  
Fax 05979-2-3502

ホームページ <http://www.town.mihama.mie.jp/>